

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令（案）

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「6,400円」を「7,500円」に、同条第2号中「6,000円」を「7,000円」に、同条第3号及び第4号中「3,400円」を「4,000円」に、同条第5号中「2,400円」を「2,800円」に改める。

第4条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

制 定 理 由

教員特殊業務手当の額を改定するため、この訓令を制定するものである。

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程</p> <p>(第1条、第2条 略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 <u>7,500円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 <u>7,000円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 <u>4,000円</u></p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 <u>4,000円</u></p> <p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</p> <p>ア 週休日又は休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 <u>2,800円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間以上であるとき(アに掲げるときを除く。)。 1,200円</p> <p>ウ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 600円</p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>	<p>○教員特殊業務手当の支給に関する規程</p> <p>(第1条、第2条 略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 <u>6,400円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 1,100円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が6時間以上であるとき。 <u>6,000円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が6時間未満であるとき。 900円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 <u>3,400円</u></p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 <u>3,400円</u></p> <p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</p> <p>ア 週休日又は休日等において業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 <u>2,400円</u></p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間以上であるとき(アに掲げるときを除く。)。 1,200円</p> <p>ウ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 600円</p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(附則 略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>(教員特殊業務手当実績整理簿)</u></p> <p><u>第4条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの項に掲げる業務に従事するときは、教員特殊業務手当実績整理簿(別記様式)によらなければならない。</u></p> <p><u>2 所属長は、前項の教員特殊業務手当実績整理簿に基づき、支給調書を作成し、毎月2日までにその前月分を勤労課長に提出しなければならない。</u></p> <p>(附則 略)</p> <p><u>別記様式</u></p>

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部改正概要

1 改正内容

従事業務区分	従事時間	金額	
		改正後	現行
非常災害時の生徒の保護等の業務	6時間以上	7,500円	6,400円
生徒の負傷等に伴う救急の業務	6時間以上	7,000円	6,000円
生徒に対する緊急の補導業務	6時間以上	7,000円	6,000円
修学旅行等引率指導業務	宿泊を伴い8時間程度	4,000円	3,400円
対外運動競技等引率指導業務	8時間程度(週休日・休日) 宿泊を伴い8時間程度(その他の日)	4,000円	3,400円
部活動指導業務	4時間以上(週休日・休日)	2,800円	2,400円

2 施行日

平成27年4月1日